

経済産業省

平成 19・08・10 原院第 3 号

平成 1 9 年 9 月 3 日

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-234a-07-6

原子力安全・保安院は、発電用火力設備の技術基準の解釈（平成 1 9 年 7 月 1 0 日付け、平成 19・06・06 原院第 1 号、NISA-234a-07-2）の一部を別紙のとおり改正する。

本改正は、平成 1 9 年 9 月 3 日から適用する。

発電用火力設備の技術基準の解釈 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○発電用火力設備の技術基準の解釈 (平成19年7月10日付け、平成19・06・06 原院第1号)

改正後	現行
<p>(燃料電池設備の構造)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 省令第31条第2項に規定する「火傷のおそれがない温度」とは、<u>筐体</u>にあっては9.5℃以下と、<u>つまみ類その他操作時に利用者の身体に接触する部品のうち表面の素材が金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの</u>にあっては6.0℃以下と、その他の<u>素材のもの</u>にあっては7.0℃以下とする。</p> <p>(ガスの漏えい対策)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 <u>燃料電池設備に給排気管が施設され、燃焼ガスが屋外に排出されることとなる場合は、省令第33条第2項にいう「給排気部を適切に施設しなければならない」との規定を満足するものと解釈する。なお、換気扇、窓等の開口部を施設することのみでは、当該規定を満足するものとは解されない。</u></p> <p>第49条の2 <u>固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池設備であって、次の各号を満たすものは、省令第35条第二号に規定する「燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが安全に排除される構造であるもの」に該当するものと解釈する。</u></p> <p>一 燃料ガスを通ずる部分の最高使用圧力が0.1MPa未満のもの</p> <p>二 改質方式が水蒸気改質方式、オートサーマル方式若しくは部分酸化方式又はこれらを組み合わせたもの(純水素を用いるものを除く)</p> <p>三 燃料として、都市ガス、液化石油ガス、灯油、ナフサ又は水素を用いるものであること</p>	<p>(燃料電池設備の構造)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 省令第31条第2項に規定する「火傷のおそれがない温度」とは、<u>表面の素材が金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの</u>にあっては6.0℃以下とし、<u>その他のもの</u>にあっては7.0℃以下とする。</p> <p>(ガスの漏えい対策)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>第49条の2 省令第35条第二号に規定する「燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが安全に排除される構造であるもの」とは、<u>次の各号を満たすものをいう。</u></p> <p>一 <u>固体高分子型のもの</u></p> <p>二 燃料ガスを通ずる部分の最高使用圧力が0.1MPa未満のもの</p> <p>三 改質方式が水蒸気改質方式、オートサーマル方式若しくは部分酸化方式又はこれらを組み合わせたもの(純水素を用いるものを除く)</p> <p>四 燃料として、都市ガス、液化石油ガス、灯油、ナフサ又は水素を用いるものであること</p>